

# 「デジタル監視法案」の狙いと根本的問題点 ——個人情報保護の観点から

三宅 弘

弁護士・獨協大学特任教授

## 一 法制定当初から警察情報は特別扱い

筆者は二〇〇一年当時総務省・行政機関等個人情報保護法制研究会委員や、二〇一一年当時マイナンバー導入の際の内閣府・個人情報保護検討チーム委員等を務めた。その立場をふまえても、デジタル情報が共通仕様で集中管理されることを前提として、この法案を

「デジタル監視法案」とも呼び、個人のプライバシー、個人情報の保護、さらには国民の知る権利・表現の自由の保障についても、極めて危険なものであることを指摘したい。

しかし、「犯罪の予防に関する事務」等については、個人情報ファイル等に掲載しないことができ（一九八八年法七条三項一号）、個人情報ファイルの公示をしないものとされた（同八条二項二号）。また、「相当の理由」や「特別の理由」があれば、本人の同意を得なくても、

保有する個人情報の保護に関する法律（以下「二〇〇三年行個法」という）の制定過程においても議論はされたが、結局は踏襲された。行政機関の長は、「相当な理由」や「特別の理由」があれば、本人の同意を得なくても「自ら利用し、または提供することができる」（同八条二項一号、三号及び四号）<sup>(1)</sup>。また、犯罪の捜査等のために作成または取得する個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知から除外され（同一〇条二項二号）、公表もしなくてよい（同一一条二項一号）。二〇〇三年行個法八条、一〇条及び一一条は、今般の「デジタル監視法案」においては、個人情報保護法六九条（利用及び提供の制限）、七四条（個人情報ファイル等に関する事前通知）、七五条（個人情報ファイル等の作成及び公表）へと同じ規定でもつて移され、同ファイルの事前通知先が総務大臣から個人情報保護委員会に変更される。しかし、個人情報保護の規制は犯罪の捜査等を理

対する国民の不安感の存在など種々の問題が指摘されて、一九七〇年代から、諸外国においても個人情報保護が法制化され、一九八〇年にはこの問題に関するO E C D 理事会報告も出されていた。一九八八年、日本も、政府

た<sup>(2)</sup>。これら法的枠組と運用は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「二〇〇三年行個法」という）の制定過程においても議論はされたが、結局は踏襲された。行政機関の長は、「相当な理由」や「特別の理由」があれば、本人の同意を得なくても「自ら利用し、または提供することができる」（同八条二項一号、三号及び四号）<sup>(3)</sup>。また、犯罪の捜査等のために作成または取得する個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知から除外され（同一〇条二項二号）、公表もしなくてよい（同一一条二項一号）。二〇〇三年行個法八条、一〇条及び一一条は、今般の「デジタル監視法案」においては、個人情報保護法六九条（利用及び提供の制限）、七四条（個人情報ファイル等に関する事前通知）、七五条（個人情報ファイル等の作成及び公表）へと同じ規定でもつて移され、同ファイルの事前通知先が総務大臣から個人情報保護委員会に変更される。しかし、個人情報保護の規制は犯罪の捜査等を理

三宅 弘(みやけ ひろし)

1978年東京大学法学部卒業。83年弁護士登録(第二東京弁護士会)。2020年京都大学博士(法学)。二弁会長、日弁連副会長、内閣府消費者委員会個人情報保護専門調査会委員、内閣府公文書管理委員会委員・特定歴史公文書等不服審査分科会会长など歴任。現在、日弁連秘密保護法・共謀罪法対策本部本部長代行。著書多数。



まで制定されるべきではないのである。プログラマシーや個人情報の保護を後退させてはならず、仕組みを強化し透明性の確保と情報公開を促進しつつ、地域の多様性や実情にも十分に配慮して地方自治の本旨に則った制度設計とする必要がある。かかる観点より、「デジタル監視法案」について、慎重かつ十分な国會審議が尽くされ、必要な修正がなされることが求められた。

そうでない限り個人情報が内閣總理大臣やその直轄下にある内閣情報調査室に集積されて、本人自身の知らないうちに、自己情報をプロファイリングされて監視されるのではないかという危険を感じてしまうと考える。エドワード・スノーデン元CIA職員がすでに明らかにしているが、メールなどに使用されるXKeyscore(エックス・キースコア)が日本側に供与されている。私たちは、XKeyscoreが、世界中のほぼすべてのインターネット上の通信情報を収集<sup>できる</sup>ことを知っている。そうでなくとも、刑事訴訟法一九七条の捜査照会手続によって、本人の同意なくして個人情報を任意に集めることができる。指紋データベース、DNAデータベース、顔認証データベースなど、警察法一条の公共の安全と秩序の維持という抽象的な根拠だけに基づいて収集、管理される<sup>(4)</sup>。

るべきではなかつたか。  
デジタル監視社会化とデジタル国家独占体制化を防ぐとの視点も欠いたままで、首相の肝入りで拙速に提案された「デジタル監視法案」については、衆議院内閣委員会においては、「行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用または第三者への提供については、その要件である『相当の理由』及び『特別の理由』の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行つた判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること」や「個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たつては、資料の提出及び実施調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うこと」等、整備法案についてだけでも一四項目に及ぶ付帯決議がなされた。しかし、このような決議内容は、本来ならば行政機関個人情報保護法の単独での改正としてなされるべき課題なのである。

いわゆるマイナンバー法三四条は、個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告し（一項）、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときには、勧告に係る措置をとるべき命令を発することができる（二項及び三項）、との権限を規定している。これをマイナンバーにかかる特定個人

「日本はなんて野蛮な国」と言われた点である。<sup>(4)</sup> 前記一、四で述べたとおり、行政機関の個人情報保護法一〇条二項では犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査等の個人情報ファイルの存在を警察は総務大臣に事前通知することの例外扱いとされており、「デジタル監視法案」ではこの点の改正もなされていない。

私は、特定秘密保護法に対する国会の情報監視審査会のようなチェック機関が少なくとも必要であると考えている。ドイツでは、一九六八年に制定された基本法一〇条に関する法律に基づき基本法第一〇条審査会(G10-Kommission)が設置され、通信の秘密に制限を加える措置(信書・郵便の開封や通信の傍受等)の妥当性について判断を下す。その任務を遂行することができるよう、審査会の委員には、情報機関のすべての資料を閲覧する権限及び情報機関に立ち入る権限が与えられている。<sup>(5)</sup> 日本では、国会の情報監視審査会の権限を拡張することで同様の働きを求めるべきではないかと考える。

七 「デジタル監視法案」の

## 民主的統制のための再改正を

序の維持という抽象的な根拠だけに基づいて、裁判所が行つた際に、マージング裁判官から廃棄の基準も法律に基づくものではない。二〇一七年に日弁連の調査でドイツ連邦憲法裁判所が行つた際に、マージング裁判官から「裁判所は、この問題を収集、管理される」(1)。

るべきではなかつたか。

なく行うことにより、監視の実効性を確保すること」等、整備法案についてだけでも一四項目に及ぶ付帯決議がなされた。しかし、このような決議内容は、本来ならば行政機関個々の情報保護法の単独での改正としてなされるべき課題なのである。

報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告し（一項）、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときには、勧告に係る措置をとるべき命令を発することができる（二項及び三項）、との権限を規定している。これをマイナンバーにかかる特定個人

情報にとどめず、公的機関が取り扱う個人情報全般に及ぼすべきではなかつたか。

また、同法三五条は、マイナンバーにかかる特定個人情報については、立ち入り検査権を認めているのであるから、マイナンバーも含めて共通仕様のシステムになるのであれば同じくこれを行政機関が取り扱う個人情報全般に及ぼすべきではなかつたか。有識者検討会メンバーの力不足といわれても仕方ないのではなかろうか。

「デジタル監視法案」は、本論で取り上げた個人情報保護の問題点を解決しない限り、国民の不信や不安を解消するものにはならないのであろう。

内閣府にシステム構築部分を並立、の四案を検討している」と報道された<sup>(4)</sup>。この時点では、前記四のデジタル独占体制ができることは、全く伝達されていなかった。その全貌は、デジタル庁設置法案の国会提出まで不明であつた。

同じく前記四のとおり、二〇〇一年の行個法制研究会では、センシティブ情報の保護を今後の課題としていたが、今回の法改正にあたり、「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」(議長・内閣官房副長官補(内政担当))の議長決定に基づき、同タスクフォースに対して有識者としての立場から提案を行うための「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」(座長・高橋滋法政大学教授)が設けられた。しかし、同有識者検討会からの提案内容(最終報告案)は、二〇〇一年行個法制研究会報告書で掲示したセンシティブ情報の取扱いについての今後の課題について看過していた。この看過した課題こそが、前記四の②の「相当の理由」及び「特別の理由」による個人情報の利用及び提供であり、共通仕様のデジタル情報として一元管理する危険を高めている問題点の一つなのである。有識者としての専門学問領域を超えて、広く憲法政策学的視野に立ち向「相当の理由」及び「特別の理由」のさらなる限定や現行行政機関個人情報保護法――○条二項による犯罪の捜査等の個人情報ファイルの事前公表の例外措置を撤廃すること等、さらには前記四③の個人情報保護委員会の行政機関に対する命令権限の付与にまで立ち入

(1) 総務省行政管理局監修『逐条解説個人情報保護法』(第一法規、一九八九年) i 頁(林修三「推薦のことば」) 参照。

3) (2) 総務省監・前掲(1書)一四二一四四頁。

(3) 「相当な理由」は「社会通念上」客観的にみて合理的な理由があること、「特別の理由」は「行政機関

等以外の者に例外として提供することが認められる

ためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に応じて「個別化された個人情報」に限り更に厳格な

用目的等は既して「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるという趣旨である」とされる。総

務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の

解説(増補版)』。(きょうせい、一〇〇五年)四〇一頁)

(4) 梶谷懐、高口康太「幸福な監視国家・中国」(NHK出版、二〇一九年)参照。

(5) 朝日新聞二〇二一年三月一七日「LINE個人

「情報不備」、同一九日「個人情報保護委、LINEに